

第5章

大規模テロ等(緊急処理事態)への対処

第5章 大規模テロ等（緊急処理事態）への対処

■ 緊急処理事態の定義

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■ 共通する特徴

- ・非国家組織等による攻撃
- ・突発的な事案発生
- ・発生当初は事故との判別が困難
- ・不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

第1節 初動対応力の強化

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロが発生した場合に迅速に初動対処を行うため、都が設置した「事業者連絡会」の取り組みを踏まえ、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有を図る。

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、区内の大規模集客施設等の概要及び連絡先の把握、情報交換の機会を設け、迅速な初動対処のための連絡体制の整備、施設の危機管理の強化、危機情報の共有を図る。

(2) 「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制

区は、「テロを許さない街づくり」の実現のため、「地域版パートナーシップ」を活用し、各警察署、関係行政機関、民間事業者等と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ等の発生時における協働対処体制の整備等に取り組む。

(3) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区内の医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(4) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

2 対処マニュアルの整備

(1) 区が管理する施設における対処マニュアルの整備

区は、今後都が作成する各種対処マニュアル及び区の特性を踏まえ、区が管理する施設におけるテロ等の類型に応じた各種対処マニュアルの整備を進める。

- (2) 民間の大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等関係機関と連携・協力し、施設管理者に対して当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

区は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関と協議するなど、連携協力のための体制づくりを進める。

4 不特定多数の人々への情報伝達

区は、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなどして、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

区は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所において活動する職員の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都が今後行なう備蓄または調達を踏まえて、備蓄または調達を検討する。

【備蓄または調達する資材の例】

防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

6 訓練等の実施

区は、初動対応及び情報連絡を重視した事例研究または図上訓練等を行う。併せて区は、都が実施する、事例を設定し初動対応に重点を置いたシミュレーション訓練やNBCに関する研修に参加する。

7 住民・昼間区民への啓発

区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長、警察・消防等に対する通報義務、不審物を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区は、区外からの通勤者等の昼間区民に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

区は、テロ等に対する警戒や発生時の対処にあたり、生活上の不便や制約等が生じる場

合もあることを踏まえ、そのような場合の住民等の協力について理解が得られるように、平素から機会を捉え普及・啓発に努める。

第2節 平時における警戒

1 危機情報等の把握

区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関と連携し、常にテロの兆候や危機情報の把握に努める。

区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても、都を通じて可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報の共有

区は、区危機管理対策本部または災害対策本部を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。

区は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、区が管理する施設における基準を整備する。

第3節 発生時の対処

1 区対策本部の設置指定が行われている場合

区は、政府による緊急処理事態の認定及び区対策本部の設置指示が行われている場合は、区対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。^(*)

区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速に行うため、必要に応じて区緊急処理事態現地対策本部を設置する。

2 区対策本部の設置指定が行われていない場合

区は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都および警察、消防等関係機関との連携協力の下、危機情報を把握する。また、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察、消防等関係機関（必要に応じて大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。

突発的にテロ等が発生した場合、区は、迅速的確に対処するため、区危機管理対策本部（事態認定前において原因不明の緊急事態が発生し、区内におけるその被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合は区災害対策本部）を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

^(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等の安全確保に十分留意し、二次災害防止に努める。

3 区災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置し（都または他の機関が現地連絡調整所等を設置している場合は区職員を派遣する）、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動の連携のための調整等を行う。

《参加要請先》

- ・都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊、医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

①被災者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、必要な支援を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等の安全確保に十分留意し、二次災害の防止に努める。

②被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③避難の指示・誘導

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、または知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶおそれがある場合は、一時的に屋内（地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示する。

区は、避難経路・避難場所に速やかに区職員を派遣し、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関との連携の下、自治会・町会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

派遣する区職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・特殊標章・夜間照明等を携行させる。

④警戒区域の設定・周知

区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、または都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

⑤警戒対応の継続・強化

区は、都からの警戒要請を受けた場合は、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 区対策本部への移行

政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに新たな体制に移行し、区災害対策本部等を廃止する。

区長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に係る機関等に対し警報を通知・伝達する。警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4節 大規模テロ等の類型に応じた対処

【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】

I 危険物質等を有する施設への攻撃	
事態例	石油コンビナート（羽田空港）及び可燃ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 （原子力事業所は区内に存在しないため、これへの攻撃は想定しない。）
影響	石油コンビナート（羽田空港）及び可燃性ガス貯蔵施設等が破壊された場合、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に長期間支障を来すおそれがある。爆発および火災による住民等の被害が発生するおそれがある。 危険物質積載船が爆破された場合、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するおそれがある。
平素の備え	① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備 区は、都が整備する緊急連絡体制を踏まえ、関連施設の実態を把握する。
対処上の留意事項	区は、警視庁（警察署）等と連携し、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して施設の警備強化を促す。

II 大規模集客施設等への攻撃	
事態例	ターミナル駅、列車、劇場等の爆破
影響	爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
平素の備え	① 緊急時連絡先の把握等 都が設置した「事業者連絡会」の取り組みを踏まえ、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換を行う。 ② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、Twitter、広報車両等の充実を図る。
対処上の留意事項	区は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等と連携し、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。 ・警視庁（警察署）等と連携した施設の警備強化・東京消防庁（消防署）等と連携した施設利用者等の避難誘導 ・避難誘導や構内放送が速やかに行えるような態勢の保持

Ⅲ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	
事態例	ダーティボムの爆発
影響	<p>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。</p> <p>ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。</p> <p>住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。</p>
平素の備え	<p>① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備</p> <p>区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、Twitter、広報車両等の充実を図る。</p> <p>② 人心不安への対策</p> <p>ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が大きな不安を抱くおそれがあるため、区は、都と連携し、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p>
対処上の留意事項	<p>① 初動対処</p> <p>区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p> <p>② 避難（退避）の指示</p> <p>区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難（退避）するよう指示する。</p> <p>この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、都及び関係機関と連携して、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。</p> <p>③ 医療活動</p> <p>区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣等を装着させ、適切な被ばく線量の管理を行う。</p> <p>④ 汚染への対処</p> <p>区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される区職員等に防護衣等を装着させ、適切な被ばく線量の管理を行う。</p> <p>区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>

Ⅳ 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	
事態例	生物剤（天然痘、炭疽等）の航空機等による大量散布
影響	<p>生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。</p>

平素の備え	<p>① 隣接区市との情報連絡体制の整備 生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、区は、隣接区市との間で情報を共有するための連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>② 普及啓発 区は、都と連携し、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p>
対処上の留意事項	<p>① 初動対処 区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。</p> <p>② 医療活動 区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染またはその疑いのある者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣等を装着させるとともに、調査監視を継続する。</p> <p>③ 感染への対処 区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。 区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される区職員等に防護衣等を装着させる。 ・感染者またはその疑いのある者の搬送・移動制限 ・感染範囲の把握 ・消毒 ・ワクチン接種 ・健康監視</p>

V 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	
事態例	市街地等における化学剤の大量散布
影響	<p>屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。</p>
平素の備え	<p>① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、Twitter、広報車両等の充実を図る。</p>
対処上の留意事項	<p>① 初動対処 区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に協力する。</p> <p>② 避難（退避）の指示 区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内または汚染のおそれのない区域に避難（退避）するよう指示する。</p>

	<p>③ 医療活動</p> <p>区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣等を装着させる。</p> <p>④ 汚染への対処</p> <p>区は、都及び警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される区職員等に防護衣等を装着させる。</p> <p>区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

VI 交通機関を破壊手段としたテロ	
事態例	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
影響	航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模およびその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。また、爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。
平素の備え	<p>① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備</p> <p>区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、Twitter、広報車両等の充実を図る。</p>
対処上の留意事項	<p>区は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持 ・警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導